

車両制限令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国土交通大臣が許可に関する権限を行う場合の手数料） 第十六条 法第四十七条の二第二項の規定により国土交通大臣が同条 第一項の許可に関する権限を行う場合における同条第三項の手数料 の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円と する。</p>	<p>（国土交通大臣が許可に関する権限を行う場合の手数料） 第十六条 法第四十七条の二第二項の規定により国土交通大臣が同条 第一項の許可に関する権限を行う場合における同条第三項の手数料 の額は、一件につき千五百円とする。</p>

改正案	現行
<p>（手数料及び延滞金の額）                      第十条（略）                      2・3（略）                      4 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十七条の二第二項の規定により国土交通大臣が同条第一項の許可に関する権限を行う場合における同条第三項の手数料の額は、当該受けよつとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。</p>	<p>（手数料及び延滞金の額）                      第十条（略）                      2・3（略）                      4 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十七条の二第二項の規定により国土交通大臣が同条第一項の許可に関する権限を行う場合における同条第三項の手数料の額は、一件につき千五百円とする。</p>

改正案	現行
<p>（手数料及び延滞金）            第七条 道路法第四十七条の二第二項の規定により公団等が同条第一項の許可に関する権限を行う場合における法第十八条の四において準用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けよつとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。            2            4            （略）</p>	<p>（手数料及び延滞金）            第七条 道路法第四十七条の二第二項の規定により公団等が同条第一項の許可に関する権限を行う場合における法第十八条の四において準用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、一件につき千五百円とする。            2            4            （略）</p>